

労務担当からのお知らせ

【業務改善助成金について】

◎事業場の最も低い時間給を引上げる中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に要した経費の一部を助成するものです。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引上げる労働者数	助成の上限額	助成対象
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ (生産性要件を満たした場合には、3/4 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は、4/5))	1~3人	50万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場

【キャリアアップ助成金について】

◎最低賃金額の引上げに取り組む場合、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取り組みを実施した事業主に対して助成する制度として、キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」があります。

取り組み実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。



労働保険関係でご相談、ご不明な点等
ございましたらお気軽にお尋ねください。

八女市商工会 ☎0943-42-0153